

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年4月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100527号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200008号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月17日は27万円、平成20年8月9日は30万円、同年12月17日、平成21年8月10日、同年12月8日及び平成22年12月16日は29万4,000円、平成23年8月10日は28万円、同年12月16日は27万4,000円、平成26年12月16日は28万円に訂正することが必要である。

平成19年12月17日、平成20年8月9日、同年12月17日、平成21年8月10日、同年12月8日、平成22年12月16日、平成23年8月10日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月17日、平成20年8月9日、同年12月17日、平成21年8月10日、同年12月8日、平成22年12月16日、平成23年8月10日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年12月17日、平成21年8月10日、同年12月8日及び平成22年12月16日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から30万円に、平成23年12月16日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から28万円に訂正することが必要である。

なお、平成20年12月17日、平成21年8月10日、同年12月8日、平成22年12月16日及び平成23年12月16日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年8月9日
③ 平成20年12月17日

- ④ 平成 21 年 8 月 10 日
- ⑤ 平成 21 年 12 月 8 日
- ⑥ 平成 22 年 12 月 16 日
- ⑦ 平成 23 年 8 月 10 日
- ⑧ 平成 23 年 12 月 16 日
- ⑨ 平成 26 年 12 月 16 日

請求期間に係る賞与の記録がない。賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑨までについて、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間③、④、⑤及び⑥は標準賞与額 30 万円、請求期間⑧は標準賞与額 28 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より低い厚生年金保険料を、請求期間①は標準賞与額 27 万円、請求期間②は標準賞与額 30 万円、請求期間⑦及び⑨は標準賞与額 28 万円に見合う賞与の支払を受け、各標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額を、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 27 万円、請求期間②は 30 万円、請求期間③、④、⑤及び⑥は 29 万 4,000 円、請求期間⑦は 28 万円、請求期間⑧は 27 万 4,000 円、請求期間⑨は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 17 日、平成 20 年 8 月 9 日、同年 12 月 17 日、平成 21 年 8 月 10 日、同年 12 月 8 日、平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③、④、⑤、⑥及び⑧について、上記の賞与明細書により、請求者は、A 社から請求期間③、④、⑤及び⑥に 30 万円、請求期間⑧に 28 万円の賞与を支給されたと認められることから、上記 1 の訂正後の標準賞与額を、請求期間③、④、⑤及び⑥は 29 万 4,000 円から 30

万円、請求期間⑧は 27 万 4,000 円から 28 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。